

介護保険における福祉用具・住宅改修

- 1. 概 要**
- 福祉用具は、利用者にとって役立つというだけではなく、腰痛予防等介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていく上で重要な役割を果たしており、また、利用者が、在宅生活を継続するため福祉用具を効果的に活用するために住宅のバリアフリー化等の住環境の整備を行う必要がある。
- このため、介護保険においては、福祉用具及び住宅改修を在宅サービスとして位置づけ、その費用について介護保険の給付対象としているところである。

2. 給付内容

	給付概要	対象種目
福祉用具貸与	<p>福祉用具は、対象者が高齢者であり、身体状況や介護度が変化しやすいこと等を考慮して原則として貸与としている。</p> <p>利用者が、都道府県知事が指定した福祉用具貸与事業者から、厚生労働大臣が定めた福祉用具のレンタルを受けた場合、レンタル料の9割が保険から支給される。</p> <p>(支給限度基準額) 要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・じょく瘡予防用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・痴呆性老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く)
福祉用具購入	<p>入浴、排泄に供する物のように他人が使用したもの再利用することに心理的抵抗感があるものについては購入対象としている。</p> <p>利用者が厚生労働大臣が定めた特定福祉用具を購入した場合、購入費の9割が保険から償還払いにより支給される。</p> <p>(支給限度基準額) 10万円 ※同一支給限度額管理期間内(4月1日～3月31日)は、原則同一種目につき1回の支給に限られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具 入浴用いす、浴槽用手すり 浴槽内いす、入浴台、浴室 内すのこ、浴槽内すのこ ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
住宅改修	<p>利用者が一般的な住宅改修として、「手すりの取付け」等厚生労働大臣が定めた住宅改修を行った場合、工事費の9割が保険から償還払いにより支給される。</p> <p>(支給限度基準額) 20万円 ※原則ひとり生涯20万円まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他前記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

5. 福祉用具、住宅改修